



正しい110番の利用



1 110番のしくみ

110番は、県内どこからでもすべて秋田市山王にある警察本部（通信指令室）に接続され、受理されます。

警察本部（通信指令室）で受理した通報内容は、各警察署などに無線で指令され、近くにいるパトカーや警察官が、現場に急行するしくみになっています。

2 110番の受理状況

○ 秋田県の平成29年中の受理件数

（1月1日～11月30日）

総受理件数 32,066件

内◇ 事件や事故などの

有効受理件数 28,485件

- ・ 交通事故など 13,279件
- ・ 異常発信等の各種情報 5,679件
- ・ 事件、災害など 3,136件
- ・ 事件事故の続報、その他 3,268件
- ・ 照会、相談、要望等 3,123件

内◇ 間違いやいたずらなどの

非有効受理件数 3,581件

- ・ 間違い 2,167件
- ・ 無応答 756件
- ・ いたずら 658件



「110番の日」広報用ポスター

※ 間違い、無応答、いたずら、さらには110番になじまない各種照会、相談、要望などの緊急性の低い110番（下線部 6,704件）が、全体の約21%を占めています。

3 110番の正しい利用

(1) 110番通報の積極的な利用

事件・事故のほか、不審者、各種事件情報などについても、積極的な110番通報をお願いします。

(2) 110番通報の要領

通報者にお聴きしますので、落ち着いて質問に答えてください。

- ◇ 何があったのか（交通事故、ドロボー、けんかなど）
- ◇ いつあったのか（何分くらい前、何時ころなど）
- ◇ 場所はどこか（市町村名から）
- ◇ 犯人は（人相、服装、人数、車のナンバー、逃げた方向など）
- ◇ 事件・事故の状況は（けが人の有無）
- ◇ あなたの住所、氏名、電話番号、事件との関係

(3) 110番になじまないもの

- ◇ 各種相談、案内、行事、事件等の問い合わせ
- ◇ 運転免許に関する問い合わせ
- ◇ 警察署、交番などの電話番号等の照会
- ※ 警察総合相談室は、専門の相談員が各種相談を受けたり、各種照会の担当窓口を案内します。（電話は「#9110」でつながります。）

4 携帯電話からの110番のかけ方

- ◇ 局番なしで「110」を押してください。
- ◇ 通話中はできる限り場所を移動しないで下さい。
- ◇ 自動車を運転しながらの使用は法律により禁止されています。